

平成16年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領

平成16年4月
環 境 省

1 背景

- (1) 1972年6月5日から二週間ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、日本代表は、会議の開催を記念して毎年6月5日からの一週間を「世界環境週間」とすることを提唱した。国連ではこれを受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と定めた。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行ってきている。
- (2) 我が国では、環境庁（当時）の主唱により、昭和48年度から平成2年度までは、6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、これまで以上に環境保全に関する国民の認識と行動を促すため、従来の週間を拡大して6月の一か月間を「環境月間」として設定した。
- (3) 平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされている。

2 平成16年度の「環境月間」について

- (1) 今日の環境問題は、地球温暖化のようなグローバルの問題から身近なごみ問題に至るまで、私たちの日常生活や通常の事業活動のあり方に深く関わっている。環境省では、このような環境問題を根本的に解決する新しい社会のデザインとして、「地球と共生する『環の国』日本」を提唱している。「環の国」づくりは、国民一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、社会のあり方そのものを持続可能なものへと変えていく必要がある。
- (2) 「環境の世紀」と言われる21世紀は、これまで人類が経験してきた産業革命やIT革命に続く、いわば「環境革命」の時代であると言える。我が国は環境を礎とした国づくりによってこの「環境革命」の先導者として世界をリードすべきであり、またそれができる国である。

(3) こうした基本認識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を生み出す「環境と経済の統合」と、経済や社会の様々な課題の解決に向けた原動力であり、新たなライフスタイルの創造へとつながる「地域からの環境問題への取組の促進」という二つの分野横断的な視点を持つことが重要である。

(4) 平成16年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していくこと、新たな環境技術や地域の活性化などに視点を置いて、国、地方公共団体、企業、民間団体、国民の参加と協力の下に、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施する。

これらの行事を通じ、持続可能な社会の構築に向けた国民一人ひとりの意識高揚と実践を促進するとともに、環境保全活動のすそ野を拡げていくこととする。

3 実施方針

(1) 実施期間

環境の日 : 6月5日
環境月間 : 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省、地方公共団体、企業、NGO/NPO等

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のとおりである。また、実施される各種事業について広く周知を図る。

- ・意識の啓発 : 講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・知識の普及 : 環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、フリーマーケット、施設の公開、工場等の見学
- ・実践活動 : リデュース・リユース・リサイクル活動、アイドリング・ストップ、環境家計簿等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、清掃、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰 : 環境保全功労者、環境保全作品等の表彰